

## エクアドル

### 主要データ

国名〔英名〕	エクアドル共和国〔Republic of Ecuador〕
面積(km <sup>2</sup> )	283,561
海岸線延長(km)	2,237
人口(百万人)	15.7
人口密度(人/km <sup>2</sup> )	55.2
GDP(十億US\$)	94.14
一人当りGDP(US\$)	5,968.03
主要鉱産物：鉱石	金
主要鉱産物：地金	粗鋼
鉱業管轄官庁	非再生天然資源省 (Ministerio de Recursos Naturales No Renovables)
鉱業関連政府機関	鉱業管理調整機構 (ARCOM : Agencia de Regulacion y Control Minero) 地質鉱業冶金研究所 (INIGEMM : Instituto Nacional de Investigacion Geologico, Minero, Metalurgico)
鉱業法	鉱業法 (2009年1月公布)、鉱業法改正法 (2013年7月)
ロイヤルティ	鉱業法第93条、鉱業法改正法第18条
外資法	外国投資促進法 (1997年)
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	環境管理法 (法律第121号、2009年)
鉱業公社	ENAMI (Empresa Nacional Minera)
鉱業活動中の民間企業	INV Metals、Junefield、Ecuacorriente、Ecuador Gold & Copper 等
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の環境問題に対する意識が高まり、反鉱山開発運動が広がりを見せている</li> <li>・2009年1月に公布された新鉱業法により、資源の国家管理及び環境規制が強化</li> </ul>
2012年のトピックス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は2011年12月、Kinross Gold社とFruta del Norte金・銀プロジェクトに係る暫定鉱業契約締結。また2012年3月、Ecuacorriente社とMirador銅・金・銀プロジェクトに係る鉱業契約締結</li> <li>・2013年2月、大統領選挙でCorrea大統領再選。</li> <li>・2013年6月、Kinross Gold社は、高い超過利益税率(70%)と鉱業ロイヤルティ(5~8%)を理由に、Fruta del Norte金・銀プロジェクトからの撤退を発表。</li> <li>・2013年7月、改正鉱業法公布。</li> </ul>

### 1. 鉱業一般概況

エクアドルは、石油産業及び農林水産業が主に輸出を支えているが、輸出産業の多角化を目指す政府は、非鉄金属産業の発展に期待している。

現在、同国の鉱産物生産に関して特筆するものはなく、小規模採掘による年間少量の金の生産が報告されている程度である。しかし、ペルーから同国に続くアンデス山脈地帯は、ポーフィリーカップー鉱床などのポテンシャルが高く、その中で、Mirador 銅・金・銀プロジェクトは、同国初の本格的な銅鉱山としての開発が期待されているが、地域住民、環境 NGO、先住民グループなどが鉱山開発反対運動を行っている。

2013年6月、Kinross Gold 社（本社：カナダ）は、Zamora Chinchipe 県で実施していた Fruta del Norte 金・銀プロジェクトについて、70%の超過利益税を主な理由にプロジェクトからの撤退を発表した。Kinross Gold 社は、2008年の同プロジェクトの Aurelian 社からの友好的買収以来 2億5,000万 US\$の投資を行ったとされ、一部の地元紙は、Kinross Gold 社の撤退により「エクアドル鉱業は消滅か？」とまで伝えた。

## 2. 鉱業政策の主な動き

### (1) 概況

エクアドルでは、2008年4月の Mandato Minero（鉱業指令）によって長らく探鉱開発活動が凍結されていたが、2009年1月29日に新鉱業法が公布され、また、同年11月に鉱業法施行細則が制定されたことに伴い、徐々に探鉱活動の再開が政府により許可されている。

2011年12月には、新鉱業法公布以来初の外国企業との暫定鉱業採掘契約が、Fruta del Norte 金・銀プロジェクトを進める Kinross Gold 社（加）と政府との間で締結された（その後、2013年6月、Kinross Gold 社は撤退）。更に2012年3月には、Mirador 銅・金・銀プロジェクトを進める Ecuacorriente 社（加、中国系企業）と政府との間で鉱業採掘契約が締結された。

エクアドル政府は、同国における鉱業の重要性、鉱山開発の経験不足、資金が潤沢でないことを承知しており、資源の国家管理強化と鉱山開発の技術力強化の観点から、2011年5月以降、ほぼ半年に一度の割合で Esmeraldas 県等に陸軍を動員し、金の不法採掘に対する徹底的な取締りを行う一方、2009年の ENAMI と CODELCO（チリ）との鉱業協力協定を2011年11月に4年間延長し、6プロジェクトの探鉱活動を進めることに合意した。

2012年7月には鉱業法を一部改正する法令 740 号が公布され、政府の事前認可なしに鉱業権益を他社に譲渡することや、パートナーの変更が出来なくなった。

2013年2月には、大統領選挙で現職の反米左派の Correa 大統領が再選を果たした（任期は2017年まで）。そして、二期目の Correa 政権では鉱業政策の基本路線は従来を踏襲するものの、一部で外資誘致を意識した鉱業法改正法が2013年7月に公布された。

### (2) 鉱業契約締結交渉

エクアドル政府は、2010年12月に、新鉱業法第41条（Contrato de Explotacion Minera）に基づき、大規模及び中規模鉱山の操業に関して鉱山会社と政府との間で取り交わされる鉱業契約のモデルを作成し、また、下記の探鉱ステージの進んだ政府指定の戦略プロジェクト5件について、その後契約交渉を進めると発表した。この鉱業契約は、現在の鉱業法以前、すなわち2009年以前に取得された鉱区において大規模プロジェクトを行う企業や開発段階に進むプロジェクトを行う企業が政府との間で締結する必要があり、ロイヤルティや超過利益に対する課税方法、契約期間などが定められることとなっている。

- ① Fruta del Norte 金・銀プロジェクト（Kinross Gold 社（加、2013年6月撤退）、Zamora Chinchipe 県、中国 Junefield 社が権益取得に関心）
- ② Loma Larga 金・銀プロジェクト（旧 Quimsacocha プロジェクト、Iamgold 社（加）は2012年6月、INV Metals 社（加）に権益を売却、Azuay 県）
- ③ Rio Blanco 金・銀プロジェクト（IMC: International Minerals 社（米）は2013年3月、中国 Junefield

社に権益を売却、Azuay 県)

④Mirador 銅・金・銀プロジェクト (Ecuacorriente 社(加)、Zamora Chinchipe 県)

⑤Panantza-San Carlos 銅・モリブデン・金・銀プロジェクト (Ecuacorriente 社(加)、Morona Santiago 県)

これらプロジェクトに関する企業との契約交渉は、上記の内、Fruta del Norte、Rio Blanco 及び Mirador プロジェクトが先行して交渉が進められたが、高い税率やロイヤルティの前払いなどの条件のため交渉は難航していた。貴金属やベースメタルのポテンシャルが高いと考えられるエクアドルにあって、これらプロジェクトの契約交渉の行方は、今後のエクアドル鉱業の行方を左右するものとして世界の鉱業関係者から注目されていたが、エクアドル政府は 2011 年 12 月に Kinross Gold 社と暫定鉱業採掘契約を締結、更に 2012 年 3 月には Ecuacorriente 社と鉱業採掘契約を締結した。

エクアドルでは、2008 年 10 月改正の憲法第 408 条で「天然資源で得た収益につき、国家は開発企業が得る収益の半分以上を得る」とされており、地元紙に公表された Kinross Gold 社と Ecuacorriente 社との上記の契約では、何れも収益の最低 52%を政府が得ることとなっている。

### (3)Fruta del Norte 金・銀プロジェクト暫定鉱業採掘契約 (2011 年 12 月) の概要 (参考)

①ロイヤルティ (金相場に応じた累進課税方式)

1,200US\$/oz 以下	5%
1,200~1,600US\$/oz	6%
1,600~2,000US\$/oz	7%
2,000US\$/oz 以上	8%

ロイヤルティは、売上総額から超過利益税、輸送・精製コストを差し引いた残額に適用。また Kinross Gold 社は、ロイヤルティの前払金 6,500 万 US\$を納付 (締結時 4,000 万 US\$、4 カ月後 2,500 万 US\$)

②超過利益税 70% (ベース価格は正式契約で決定)

③法人所得税 22%

④利益配当金 15%のうち 12%を地域還元、3%は従業員配当とする

⑤開発投資は最初の 3 年間で 11 億 US\$ (約 880 億円)

⑥仲裁機関 国際連合国際商取引法委員会チリ・サンティアゴ事務所

### (4)Mirador 銅・金・銀プロジェクト鉱業採掘契約 (2012 年 3 月) の概要

①ロイヤルティ

国際銅価格 4.0US\$/lb 以下	6%
4~5.5US\$/lb	7%
5.5US\$/lb 以上	8%

ロイヤルティの前払い (計 1 億 US\$)

4 千万 US\$ (契約調印日から 120 日以内)

3 千万 US\$ (環境省、水資源庁、文化遺産庁のライセンス取得時)

3 千万 US\$ (発電設備建設後、鉱山用電力が使用可能となった時点)

②付加価値税 12%

③法人所得税 22%

④超過利益税 70%

⑤採掘開始 2013 年末

⑥契約期間 25 年

### (5) 改正鉱業法の公布

エクアドルの改正鉱業法が 2013 年 7 月 16 日、官報に掲載、公布された。鉱業法改正の主な点は、以下のとおりである。

- ①外国公社及びその関係機関の鉱業権取得は、エクアドル政府との直接交渉により取得することが可能になった
- ②鉱業権申請に際し、生産の見通し等をはじめとする情報申告を義務付け
- ③従来は 10 件の承認が鉱業活動開始前に必要であったものが、環境影響評価(EIA)及び水源庁の承認の 2 件に緩和された
- ④鉱業の規模カテゴリ再編
  - ・大規模鉱業（粗鉱処理量 1,000 t /日以上）
    - ロイヤルティ：5～8%
    - 超過利益税：鉱業権者の投資額回収後の利益に対して課税
  - ・中規模鉱業（粗鉱処理量が坑内採掘で 301～1,000 t /日、露天採掘で 1,000～2,000 t /日）
    - ロイヤルティ：4%固定
    - 超過利益税：納付義務無し
  - ・小規模鉱業（粗鉱処理量 11～300 t /日まで）
    - ロイヤルティ：3%
    - 超過利益税：納付義務無し
  - ・零細鉱業（粗鉱処理量 10 t /日まで）
    - ロイヤルティ及び超過利益税納付義務無し
- ⑤鉱業活動での水銀使用の禁止
- ⑥不法零細金採掘者の合法的採掘への登録対象者は、2010 年実施の鉱業国税調査に登録された者に限定される
- ⑦小規模鉱業権者が当局に提出する鉱業活動報告の中に、公正証書化された鉱業活動の資料・データの添付の義務付け

なお、上記④の鉱業の中規模カテゴリはこの改正鉱業法で設けられたものである。

この改正鉱業法について、2013 年 7 月、エクアドル鉱業会議所の Javier Cruz 会頭は、鉱業法の一部改正に対して、改正により改善された点として、①不法鉱業活動に対する罰則規定が強化されると同時に合法的活動への転向の道が広げられたこと、②外資による鉱業事業に対するロイヤルティの上限が設けられたこと、③権益取得のための諸手続きが簡素化されたこと、④新たに設けられた中規模鉱業カテゴリでは生産活動実施の上で優遇措置があり、中規模鉱業の発展が期待されること等があると述べた。

一方で同会頭は、「超過利益税(Windfall Tax：市場価格上昇分に対する特別利益税)は世界で例をみない税であり、加えて法人税の前納は外資の興味を引き出すには大きなマイナス要素である。外資が生み出す鉱業事業の利益は、政府・外資で均衡のとれた配分であるべきで、鉱業会議所は政府に見直しを訴え、法令改正を求めていく」との意向を示した。

また、現行の鉱業契約制度について、「企業が探鉱権を取得し、探鉱活動に投資し鉱床を確認したとしても、開発のためには政府との鉱業契約交渉が必要であり、政府提示の条件次第では合意に達しないリスクがある。ロイヤルティと諸税を納付し、鉱業活動が当局の管理下であれば鉱業契約締結は必要ない」と述べた。

同会頭は、Fruta del Norte 金・銀プロジェクト撤退にも言及し、「当該プロジェクトは大規模鉱業の象徴的なもので、この金鉱床の発見は過去 25 年間で世界最大級であり、証券業界においても、Kinross Gold 社が政府との鉱業契約締結に至った場合、世界の投資家はエクアドルへの投資に積極的に動くで

あろうと見られていたが、同社の撤退により振り出しに戻った」とコメントした。

さらに同会頭は、「鉱業法は炭化水素法に準拠した形となっているが、鉱業は石油開発とは異なる事業であり、特に、超過利益税を鉱業に適用することは、外資導入の障害になる。外資の関心を高めるためには鉱業税制の改正が必要であり、超過利益税を撤廃することは不可能であっても税率改正や所得税前納システムの撤廃、付加価値税優遇措置などにより、改正鉱業法をより現実的なものにするのが重要である」との見解を述べた。

その後、外資導入、鉱業投資促進を狙った鉱業法改正に関する情報は無い。

### 3. 主要鉱産物の生産・輸入・消費・輸出動向

#### (1) 主要金属鉱石生産量

僅少

#### (2) 主要金属地金生産量

僅少

#### (3) 主要金属消費量

僅少

#### (4) 主要金属輸出量

データなし

#### (5) 主要金属輸入量

データなし

### 4. 鉱山・製錬所状況

現在、当国において特筆すべき鉱山、製錬所はない。

### 5. 探鉱状況

#### (1) Fruta del Norte 金・銀プロジェクト

エクアドル南東部 Zamora Chinchipe 県に位置する探鉱プロジェクトで、Kinross Gold 社が 2013 年 7 月まで権益を所有していた探鉱プロジェクト。浅熱水性の鉱脈型金・銀鉱床で、2009 年 11 月に政府の探鉱活動許可を受けて、4 本の探鉱ボーリングが再開され、2010 年にプレ FS が終了している。

2011 年 12 月、Kinross Gold 社はエクアドル政府と暫定鉱業採掘契約を締結し、2012 年 1 月、同社は、資本コストや操業コストが増加するとして FS 実施期間の延長を発表した。Kinross Gold 社によると、2012 年 12 月 31 日現在での Fruta del Norte プロジェクトの概要は次のとおり。

- ・ 確定鉱量： 26.1 百万 t (金 8.07g/t、銀 10.9g/t)
- ・ 計画生産量： 金 12.7t/年

Kinross Gold 社とエクアドル政府の間で 2 年間に亘り鉱業契約交渉が続けられてきたが、同社は国際金属価格上昇による利益に対し超過利益税が課されることに合意しなかったため、エクアドル政府



は鉱業法改正により、超過利益税は開発投資コスト回収後に課税すると説得した。

しかし Kinross Gold 社は、超過利益税率 70% では将来の利益保証がなく、また法的な税率の安定性もないことから、投資リスクが高いとして、同プロジェクトから撤退する結論に達したと説明した。

その後、2013 年 7 月末、Azua 県の Río Blanco と Gaby 権益を IMC から買収した中国 Junefield Resources Ecuador 社は、政府に対し、Kinross Gold 社が保有する La Zara 鉱区と Colibrí 鉱区を含む Fruta del Norte プロジェクトを買収することに関心があり、Kinross Gold 社とエクアドル政府との間の鉱業契約内容を精査してきた結果、超過利益税及びロイヤルティの前払金納付などの条件を引き受ける用意があると発表した。

Junefield 社は、1990 年 1 月に香港で民間資本により設立された企業で、これまでに中国国内で 120 億 US\$ の投資実績があり、ペルー及びエクアドルへの投資に注目しているとされる。エクアドル政府との鉱業契約調印後、6 ヶ月以内に Kinross Gold 社が作成した開発計画を超える計画を作成する予定であると伝えられており、また、政府と鉱業契約調印後、12 ヶ月後の開山を目指すとした。

その後、Fruta del Norte 金・銀プロジェクトの動向に関する情報は途絶えたかには見えなかったが、2014 年 5 月には、同プロジェクトの売却プロセスは進行中で、買収企業は政府による承認が必要であるとの情報が流れた一方、政府自体が鉱床の所有権を一端回復した後、その後の対処を決定する可能性もあると伝えられた。

### (2) Loma Larga 金・銀プロジェクト (旧 Quimsacocha 金・銀プロジェクト)

エクアドル中南部 Azua 県、Cuenca 市近郊に位置する浅熱水性の鉱脈型金・銀・銅鉱床で、権益保有者であった Iamgold 社 (加) から、2012 年 11 月に INV Metals 社 (加) が権益を買収した探鉱プロジェクトである (Iamgold 社は INV Metals 社の株式の 47% を所有)。

2000 年に Iamgold 社が Loma Larga プロジェクト権益を取得し、2003 年から 4,000 万 US\$ の投資により、総延長 6 万 m のボーリング探鉱により埋蔵量 330 万 oz (約 103 t) の金を確認し、2007~2008 年にプレ F/S を実施、2011 年からの採掘を目指していた。

2011 年 9 月、地元 Azua 県知事は水資源確保の観点から環境ライセンスと FS の見直しを同社に要求し、翌 10 月には同県農民組織同盟は鉱山開発の是非を問う住民投票を実施 (反対票 98.3%) した。翌 2012 年も住民の反対運動は続き、2012 年 6 月、Iamgold 社は、住民の反対が大きいこと及び契約交渉が進展しないことを理由にプロジェクトからの撤退を表明し、開発権益売却に関する手続きに入った。

2013 年 5 月、Iamgold 社の権益を買収したカナダ INV Metals 社は、予察探鉱活動を開始したと発表した。同時期にユネスコは、Loma Grande 金・銀プロジェクトを含む Cajas 国立自然公園の 28,544ha は生態圏保護地域であると宣言した。この宣言を受け、地域住民グループと自然保護団体は、ユネスコの宣言を歓迎し、環境省が INV Metals 社に与えた環境ライセンスの取り下げを要求している。

2013 年 10 月、INV Metals 社は、Loma Larga 金・銀プロジェクトの開発を、1 日あたり 1,000t までの粗鉱処理量が認められる中規模鉱業のカテゴリーで実施する計画であることを発表した。中規模の操業の場合、法人税、付加価値税のほか金及び副産物の販売額の 4% をロイヤルティとして納付することになる。さらに、5% の利益配当に加えて利益の 10% を社会開発プロジェクト実施のため、政府に納付することとなる。一方、中規模鉱山操業の場合、生産契約に関する政府との合意は必要とされず、最大の問題である超過利益税も適用されない。

2014 年 10 月現在の INV Metals 社資料によると、Loma Larga プロジェクトは現在プレ FS が大詰めであり、露天採掘部の推定鉱量が 3,260 万 t (金 3.2g/t、銀 22g/t、銅 0.20%)、坑内掘り採掘部の推定鉱量が 1,950 万 t (金 4.4g/t、銀 30g/t、銅 0.29%) とされている。

### (3) Río Blanco 金・銀プロジェクト

Río Blanco 鉱床は、浅熱水性鉱脈~熱水角礫に伴う金・銀鉱床で、International Minerals (IMC) 社 (米) による 2006 年の FS では、可採鉱量 199 万 t (金 8.1g/t、銀 63g/t) で、当初、2014 年の生産

開始予定とされていた。

2012年12月にIMC社は、Azuary県に保有するRio Blanco及びGabyの両金・銀プロジェクトの権益を売却し、撤退すると発表した。同社は撤退に至った要因として、20年間の探鉱活動後、2006年のFS以降採掘契約締結に至らず、2008年の鉱業指令No.6で鉱業活動が停止となり、開発着手の見通しがたっていないことを挙げ、また、政策面においても鉱業法や税法の一部改正が行われ、国家収入を最優先した徴税の強化等を挙げた。

2013年3月、Rio Blanco及びGaby両プロジェクトの権益に関し、IMC社から中国のJunefield社へ売却が承認されたと政府関係者によって発表された。

2013年6月には、International Minerals社は、Rio Blanco金・銀プロジェクトの権益をJunefield社に対し28百万US\$で売却することで合意し、エクアドル政府による最終承認を得たと発表した。合意内容によると、売却金額は合意達成時に10百万US\$、2014年12月に5百万US\$、2015年6月に9百万US\$、Rio Blancoプロジェクトの商業生産開始時に4百万US\$が、それぞれ支払われることになっている。

#### (4) Mirador 銅・金・銀プロジェクト

エクアドル南東部Zamora Chinchipe県のCorrienteカッパーベルトと呼ばれる地帯に位置するポーフィリー型銅・金鉱床で、Corriente Resources社(加)が権益を有している。同社の現地子会社であるEcuacorriente社(ECSA)によって探鉱が進められてきたが、地域住民や環境NGOの鉱業開発反対運動などにより、2006年末以降、探鉱活動は停止状態となっていた。また、2008年4月に発令されたMandato Mineroにより探鉱活動は引き続き停止されていたが、2009年11月に政府により鉱業活動の再開が許可され、2010年にFSが終了している。

なお、中国資本のCRCC-Tongguan Investment社(China Railway Construction CorpとTongling Nonferrous Metal Group Holdingsの合併企業)が、2010年8月までに同社の株式の100%を取得したと発表した。

2012年3月、Ecuacorriente社はエクアドル政府と鉱業採掘契約を締結したが、水源地保護の点から鉱山開発を問題視する声があり、鉱山開発の是非を問う事前住民投票が実施されていないこと、鉱区が国定保護林と重複することが問題視され、2012年6月、同社はエクアドル検察庁に提訴された。

Corriente社の2008年4月の資料によるプロジェクトの概要は次のとおり。

- ・ 鉱量：4億3,767万t (Measured and Indicated、銅0.61%、金0.19g/t、銀1.5g/t)  
2億3,540万t (Inferred、銅0.52%、金0.17g/t、銀1.3g/t)
- ・ 採掘法：露天掘 (3万t/日でマインライフ20年)
- ・ 予想開発投資額：4億1,800万US\$
- ・ 予想生産量：銅62.2千t/年、金1.1t/年、銀12.3t/年

2012年12月、Mirador銅・金・銀プロジェクトに関するロイヤルティの前払金1億US\$のうち、開発投資契約の締結時に支払われる4,000万US\$が、エクアドル税務庁に納付された。この前払金は、同プロジェクトにより影響を受ける地域の生活改善や生産性向上のために充当されるとされている。残る前払金6,000万US\$のうち、3,000万US\$は開山のための環境ライセンス、水源庁、文化遺産庁の鉱業開発認可がおきた時点で、また、残りの3,000万US\$は、同プロジェクトに電力供給が開始された時点で支払われるとされている。

2013年1月には、Mirador銅・金・銀プロジェクトの鉱山開発で影響を受ける地域住民、環境NGO(GEDENMA)、先住民組織グループなどは鉱山開発に反対し、キトにおいて抗議デモが発生する事態もあったものの、2013年4月、政府は、Ecuacorriente社が同プロジェクトに20億1,400万US\$の開発投資をすることを保証する契約書に調印したと発表した。

## 世界の鉱業の趨勢 2014

2013年4月、Ecuacorriente社は、2015年末の銅生産開始を目標に、2013年下半年より鉱山建設工事に着手すると発表した。その後のMirador銅・金・銀プロジェクトの進捗の情報は無く、2014年10月現在の同社情報においても、推定鉱量5.309億t、銅量290万tで、エクアドルで最初の大規模鉱山として期待される旨の記載しか無い。

### (5) Panantz-San Carlos 銅・モリブデン・金・銀プロジェクト

Pantz-San Carlos プロジェクトは斑岩型銅・モリブデン・金・銀鉱床を対象としており、2007年10月のExplorCobre社が行った予察調査報告書では可採鉱量678万t（銅0.62%、モリブデン0.008%、金0.05g/t、銀1.3g/t）となっている。鉱石処理量は9万t/日でマインライフは20年の計画である。

エクアドル政府との契約交渉の進捗等の情報は無い。

### (6) Condor 金・銅プロジェクト

2013年12月、Ecuador Gold & Copper社（加）は、カナダ鉱物プロジェクト情報開示基準NI 43-101に基づく、Condor金・銅プロジェクトの最新の資源量を発表した。

発表によると、Santa Barbara 鉱区南部における概測資源量は2億3,600万tで金品位0.57g/t、銅品位0.1%であり、予測資源量は1億200万tで金品位0.5g/t、銅品位0.1%となっている。

この結果、Santa Barbara 鉱区の北部と南部、Los Cuyes 鉱区、Soledad 鉱区、Enma 鉱区を含めたプロジェクト全体の概測資源量は3億1,900万tで金品位0.62g/t、予測資源量は127百万tで金品位0.52g/tとなった。

### (7) Curipamba 銅・亜鉛・金プロジェクト (El Domo 鉱床)

2014年3月、Salazar Resources社（加）は、Curipamba銅・亜鉛・金プロジェクト内の火山性塊状硫化物鉱床であるEl Domo 鉱床の予備的経済評価を発表した。

発表内容によると、同鉱床のマインライフは14年で、最初の9年間は露天掘り開発で2,000t/日、残り5年間は坑内掘り開発で1,000t/日となる見通しである。

また露天採掘による鉱量は621万tにのぼり、品位は銅2.06%、亜鉛2.98%、鉛0.39%、金2.9g/t、銀57g/tとなる。また、坑内掘り鉱量は175万tで、銅2.1%、亜鉛1.39%、鉛0.08%、金1.09g/t、銀31g/tとなる旨明らかにした。

一方、調査、機材調達、整地、選鉱設備、廃さい堆積場、廃棄物処理場、電力調達、その他補完的サービスの調達に必要とされる操業前の資本コストは、1億1,000万US\$となる見通しである。

本プロジェクトの時価総額は、10%の割引率で8億6,700万US\$、内部収益率30%、投資回収期間は2年間とされている。

また概測鉱量は608万tで平均銅品位2.33%、亜鉛品位3.06%、鉛品位0.28%、金品位2.99g/t、銀品位55.8g/tとなっている。さらに予測鉱量は388万tで銅品位1.56%、亜鉛品位2.19%、鉛品位0.16%、金品位2.03g/t、銀品位42.9g/tとなっている。





図.1 主要鉱業プロジェクト位置図

## 6. 我が国との関係

### (1) 日本への輸出

データなし

### (2) 日本企業による投資状況等

特になし

## 7. その他トピックス

2013年6月、報道基本法と関連法が発効した。この法律では報道による個人批判・攻撃が禁じられ、このため情報通信監督局（SIC）が設置されてテレビ、ラジオ、新聞等が監査対象となり、この1年余りで、多数の報道機関がペナルティを課されている。合わせて政府は、省庁や公社の重要職に対する報道機関独自のインタビューも禁止したため、ジャーナリストは政策に関する取材が出来ない状況で、鉱業政策関連情報も政府がプレスリリースを行わない限り入手は困難である。

(2014. 10. 20 リマ事務所 岨中真洋)